

助成申請書

申請日 2024 年 4 月 12 日

一般財団法人日本民間公益活動連携機構 殿

申請団体の住所 福島県福島市宮代字一本木15-2
申請団体の名称 一般社団法人オープンデータラボ
代表者の氏名 岩崎 大樹
法人番号 3380005011852



民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 申請団体の名称： 一般社団法人オープンデータラボ
2. 申請団体の住所： 福島県福島市宮代字一本木15-2
3. 資金分配団体等としての 福島県福島市宮代字一本木15-2
業務を行う事務所の所在地：
4. 申請団体が申請に際して確認した別紙（次の（1）～（4））の事項等
（1）欠格事由について
（2）公正な事業実施について
（3）規程類の後日提出について
（※「資金分配団体の公募」通常枠、「活動支援団体の公募」が該当）
（4）情報公開について（情報公開同意書）
5. 当団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況は次のとおりである。

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
※4 該当なし	※4 該当なし	※4 該当なし

※記入上の注意点

- 1 印については、「代表者の印」として印鑑登録済の印を押印してください。
- 2 法人番号については、国税庁から指定・通知される13桁の法人番号を記載してください。
- 3 住所及び事務所の所在地については、登記のとおり記載してください。また、住所は、主たる事務所の所在地を記載し、従たる事務所がある場合、当該事務所においても資金分配団体等としての業務を行うときは、当該事務所の所在地も記載してください。
- 4 上記5については、記入が必要な欄がありますので、内容をご確認の上ご記入ください。なお、該当がない場合にも、「該当なし」と記載して頂く必要があります。

休眠預金活用事業 事業計画書【2023年度 活動支援団体】

必須入力セル	申請時入力不要
任意入力セル	

基本情報

申請団体	活動支援団体			
活動支援団体	事業名（主）	地方における子ども支援分野のコレクティブインパクト創出事業		
	事業名（副）			
	団体名	一般社団法人	コンソーシアムの有無	なし
支援対象区分	②民間公益活動の担い手育成			
支援内容分野1	A事業実施			
支援内容分野2	B組織運営			
支援内容分野3	D社会的インパクト評価			
支援内容分野4				

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野	
(1) 子ども及び若者の支援に係る活動	☐ ① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
	☐ ② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
	☐ ③ 社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援
	☐ ⑨ その他
(2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動	☐ ④ 働くことが困難な人への支援
	☐ ⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
	☐ ⑥ 女性の経済的自立への支援
	☐ ⑨ その他
(3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動	☐ ⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
	☐ ⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
	☐ ⑨ その他
その他の解決すべき社会の課題	

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明

I. 団体概要

(1) 設立目的・理念	119/200字
「データの下に平等なマルチセクター協働を実現する」ビジョンを掲げ、「産官学界が保有するデータのオープン化と所在の見える化を推進し、ユーザーにとって利用しやすい、双方向性を有するコミュニケーション環境を構築する」ことをミッションにしている。	
(2) 団体の主な活動	129/200字
特に、非営利セクターのインパクト拡大をテーマにNPOや非営利の業界団体に事業評価（社会的インパクト評価を含む）の伴走支援を行なっている。また、行政からSIB的手法による小規模なソーシャルビジネス・コミュニティビジネスの立ち上げ支援等を受託し、伴走支援を行う。	

II. 事業概要

1.事業概要						資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
実施時期	(開始)	2024/7/1	(終了)	2027年/6/30	対象地域	福島県（主にこおりやま広域圏）	
事業概要	子ども分野の孤独孤立に取り組む草の根団体の連携によって運営力を高める事で、それらの団体が対象とする人々への地域包摂力を高める事を目的とする。						
	これまでも個別団体への運営力強化支援はあったが、既存の中間支援組織が実施する組織基盤強化系の講座を受講しても、具体化する体力がないことが往々にしてある。その背景として、少ない現場スタッフで対人支援も事務的な事務局業務もやっているという対象団体の実状がある。運営力の高い団体も一部存在するが代表者の牽引力に依存するところが大きい。地域全体の視点でみると運営力が高い組織と低い組織という強多弱状態にあり、さらに上記事情もあいまってその状況は固定化されてしまっている。						
	本事業は単一団体の運営力強化を目的とせずに、団体間の連携による基盤強化を前提にした取り組みを行う。本事業対象の3年間で支援する分野は、人材育成（スタッフケアを含む）と戦略強化分野を取り扱う。人材育成では、類似テーマに取り組む団体の現場スタッフに対して団体の枠を超えた相互学習と相互ケアの仕組みを作る。類似するテーマに取り組むスタッフのピアグループをつくり現場レベルから連携を構築する。戦略強化分野では、協働の調査や事業評価（5階層）が出来る仕組みづくりを行い、自団体の事業計画の強化や複数組織によるコンセンサスづくりや地域計画づくりなどを行うことが可能な状態とする。また、人材育成のピアグループからも、実践課題をデータとして収集し評価へ実践知のデータも流入させる。						
尚、評価による説明責任や課題の見える化を行う事により、3年目から事業終了時以降は、新たな協働でのファンドレイジング・地域人材など資源獲得を行う仕組みづくりを目指し、人材育成・戦略強化分野に留まらない協働の範囲の拡張を行う。これらの取り組みを通じて対象地域の草の根団体の底上げを行い、地域包摂力の強化を行う。							
795/800字							

III. 事業の背景・課題

(1) 支援対象として想定している団体が抱える事業実施上、組織運営上の課題とその背景	999/1000字
NPOはワンオペ事務局・離職率が高い状態が多く、ボランティアマネジメント研修を実施するも地域人材を巻き込まずに悪循環に陥っている。カリスマリーダーが複数共存できる大都市圏とは違い地方は一強多弱で、一部の力あるNPOによる委託事業等の受託の固定化もあり、支援地域や知見の偏り、他団体が育ちにくい状況にある。全国3位の広域さである本県では支援を受けられる地域の偏りが顕著で、特定団体への依存は地域の持続性・市民性の向上を妨げる懸念もある。その特定の団体でさえ、本来の目的に注力できず雇用維持等のための資金獲得が優勢になる下請化も問題になっている。 NPO実態にかかるこれまでの調査研究でも ・活動資金における寄付・会費の比率が低いほど現場は多忙という相関関係にある ・トップダウンの組織、メンバー相互の協力・情報も共有されていない組織は多忙度が高くやすい ・負担軽減のためにも他組織との協働関係が必要だが、2者間による協働関係を増加させることでは現場がより疲弊してしまうジレンマに陥ることが示されている。 福島では3.11を契機に多くのNPO等が設立され、災害・原子力災害と平時課題が複雑に絡み合うなか支援を届けるために奮闘している。一方、本来ならばボランティアなど地域人材を巻き込みながら段階を踏んで助成金等を獲得し中長期戦略をたて事業や団体を成長させていくところを、3.11以降の復興系財源により委託事業・助成事業に翻弄されてきた背景がある。 福島の内閣率は全国平均を長年上回り昨年は全国ワースト7位と転落を続けている。また児童相談所の相談件数は岩手3.4千件・宮城5.7千・福島8.3千件、養護相談では岩手と宮城はともに1.9千件・福島3.7千件と福島は突出している。 子ども達を取り巻く状況深刻化が進む中、NPO等の連携による支援推進は喫緊の課題だが、これまで連携の試みでは上記運営課題が噴出し連携に至らなかった。 このため本事業では団体支援として、1対1ではない複数の団体や団体スタッフ参加による協働の場づくりと運営課題ケアを並行で行う。なお、特に解決すべき運営課題は、ロジカルに計画を組めない場当たりの活動・スタッフの離職とエンパワメント不足とする。また、団体自身が各団体の目的に繋がる資金調達・自治ができる状態になることを目指し、そのために必要な評価指標を明らかにする。	
(2) 課題に対する行政や中間支援団体等による既存の取組み状況	348/400字
本事業は、単一団体の強化ではなく複数団体の相互補完関係を基本としているが、県内の中間支援組織が行う組織基盤強化の取り組みの多くは、単一団体の強化を前提とした市民活動基礎講座が多い。それらは複数団体の知見を共有する事が前提となっていない。また団体間で協働してスタッフケアや地域戦略づくりを実施するといった補完関係を意図したネットワークキングを行うような中間支援組織の取り組みは少ない。フリースクール等のネットワークグループもできているが具体的な協働事業や連絡会議の数は決して多くない（2023年度ふくしまフリースクールネットワーク会議開催回数0回）。また、行政などが主催する会議や研修などの出席者は団体のリーダー層を対象としており、現場スタッフが知見を高めたり他団体の情報を共有する機会は少ない。	
(3) 休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	400/400字
日本型社会保障制度は家族内でのケアを基本とした家族包摂が基調となっている。故に公的制度でカバーできる領域が狭く経済困窮などの家族包摂力が脆弱な世帯の子どもは、現在と将来に渡り不利な状況に置かれる傾向が指摘されている。包摂の回路として地域のNPO等の中間集団が、その役割を果たす事が期待されているがNPOの多くは組織基盤が弱く、その担い手として十分な成果を出せていない。また地域に有用なNPOがあったとしても少数であり、結果的にその分野を寡占的な状態にする副作用を起こす可能性がある。これらの状況を打破するため、小さな実践主体同士が相互補完的な関係を築き、そのことを通じた基盤強化を行い、孤独孤立状態の子どもやその所属する世帯の地域包摂を実現できるようにすることは、現状の社会保障制度の欠陥を補完することになり、行政が対応困難な課題の解決や担い手や団体の自立と継続に資する本事業は、休眠預金の目的に合致する。	

Ⅳ.活動支援プログラムの内容

(1)支援対象団体数	20
(2)-1 支援対象とする団体の想定：支援対象として想定する団体の、活動地域・分野・内容	
364/400字	
福島県全県域で、子どもや子どもの属する世帯の孤独孤立問題に対して働きかけを行う任意団体およびNPO法人等を対象に本事業を実施する。尚、子ども食堂は一定の社会的認知を得ており資源投下がされている。一方で子ども食堂で発見された要支援対象者のリファー先である団体の取り組みは、社会的認知がされておらず資源投下も脆弱なため本事業での支援が必要な状態にある。これらの団体のテーマや活動は不登校児童生徒の学習権保障を目的にした団体、世帯の貧困による教育格差や体験格差を是正する事を目的とした団体、また社会的排除リスクのある子どもとその世帯の包摂を目指す団体を対象とする。それらの団体の取組内容は、具体的は相談支援や居場所支援、学習支援、訪問支援などの活動を想定する。また、対人援助に留まらず、政策提言等を行っている対象団体の取り組みも含む。	
(2)-2 支援対象とする団体の想定：支援対象として想定する団体の、組織形態・規模	
399/400字	
本事業では知見共有等の効果をより高めるため下記2種の団体を対象とする。 一つ目の対象は任意団体やNPO法人等のうち、ボランティア型NPOを想定する。この対象団体は専従職員の配置はなく役員やパートタイムスタッフ、ボランティアで現場を運営している組織形態である。年間予算規模は200万円から500万円程度である。ただし理事会や会則や意思決定機関を有し市民活動団体としての組織運営がされている。組織の戦略（中期計画等）については組織の持続可能性のシナリオを探索している状態を想定する。 ターゲットの二つ目は専従職員を複数人雇用し事業規模が1000万円以上ある法人格を有する事業型NPOを想定する。行政の事業を受託できているが寄付金獲得の仕組みなどは整備されておらず、財源の多様性を確保できていない状態を想定する。また地域で他団体との連携は構築されておらず単独で地域課題に尽力している状態が想定される。	
(3)活動支援プログラムによって支援を受けた団体が社会にもたらす変化/インパクト（中長期アウトカム）	
196/200字	
事業終了5年後に、支援対象団体間の人材育成や戦略強化分野以外でも、団体間で共有する組織基盤強化機能（資金獲得・財務・共有できる地域戦略）の仕組みの構築を目指す。団体が組織基盤強化され、より対人支援等に現場の各スタッフが注力できるようになる。また団体間の連携が強化され団体間のリファリング機能の向上が期待され、よりよい支援が展開される事が期待できている。その事により地域包摂力の向上が図られる。	

(4)-1 活動支援プログラムの目的（短期アウトカム発現によって事業期間中に達成される事業の中心的な事業目的）								99/100字
活動支援プログラムの目的	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	100字	目標値/目標状態（目標達成時期）	100字
①多様な主体が相互補完的な関係で地域包摂を担い、それによって支援対象者がアクセスできる事業が増えている。②事業型NPOがその実践において行政への依存度を下げ、団体間協働により事業の質が向上している。	①各団体が交流できる仕組み化された協議の場の数・対象者がアクセスできる事業の増加数 ②人材交流が実施されたり、各々の団体が実施する企画を協働で行ってる数		①協議の場の数0／事業の増加数0 ②協働企画数0				3年後に ①協議の場が定期的に開催されている／アクセスできる事業の増加数10 ②協働企画数10	

(4)-2 短期アウトカム（事業期間中に達成される目標）								56/100字
短期アウトカム	100字	指標	100字	モニタリング指標	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	100字
支援対象団体同士が互いの組織の強みや価値基準を理解し、人材育成分野と評価の分野において相互補完関係ができている。		①悩みなどを相談できる他団体の現場スタッフの数。 ②評価分野では、事業評価の手法の理解度及び実践の度合い		○	①参加者の平均値0.5 ②理解と実践がまだ無い			3年後に ①参加者の平均値5人 ②事業評価を自分たちで実施でき、1つ以上の評価報告書を作成できている

(4)-3 アウトプット	100字	指標	100字	モニタリング指標	中間評価時の値/状態	100字	事後評価時の値/状態	100字
(活動の実施により生み出された結果)								
団体間の協働を促進するためのプログラムが確立されている。共有すべきデータがわかり、発信するためのウェブサイトの仕組みづくりの計画ができる		共有すべきデータの数とその収集・発信方法の確立度合い		○			プログラムの指標が選定され、協働プログラムごとにデータの収集と発信がされている	

(4)-4 活動（誰がどのような形態で何をするか）		200字	時期・期間
本事業は単一団体の運営力強化を目的とせず、団体間の連携による基盤強化を前提にした取り組みを行う。本事業対象の3年間で支援する分野は、人材育成（スタッフケアを含む）と戦略強化分野を取り扱う。			3年間
人材育成では、類似テーマに取り組む団体の現場スタッフに対して団体の枠を超えた相互学習と相互ケアの仕組みを作る。類似するテーマに取り組むスタッフのピアグループをつくり現場レベルから連携を構築する。戦略強化分野では、協働の調査や事業評価（5階層）が出来る仕組みづくりを行い、自団体の事業計画の強化や複数組織によるコモンアジェンダづくりや地域計画づくりなどを行うことが可能な状態とする。			3年間
評価による説明責任や課題の見える化を行う事により、3年目から事業終了時以降は、新たな協働でのファンドレイジング・地域人材など資源獲得を行う仕組みづくりを目指し、人材育成・戦略強化分野に留まらない協働の範囲の拡張を行う。これらの取り組みを通じて対象地域の草の根団体の底上げを行い、地域包摂力の強化を行う。			3年目、過期

(4)-5 インプット	
人材	従事者5人
資機材	

Ⅴ.支援対象団体の募集/選定

(1) 募集方法や案件発掘の工夫	181/200字
こおりやま子ども若者ネットワーク、こおりやま子ども食堂ネットワーク、ふくしまフリースクールネットワーク、ふくしま困窮者支援ネットワーク、ふくしま百年基金などを通じ、対象分野の団体30件程度に案内を送付。 当団体が過去に伴走支援、経費支援を実施した対象分野の団体15件程度に案内を送付。 郡山市PTA協議会を通じ、子育て世代が利用している支援団体をヒアリングする。	
(2) 支援対象団体が抱える課題の検証方法（組織診断方法等）	149/1000字
・代表や中心メンバーの価値観、動機を把握（手法：ヒアリング） ・現在のインプット資源の把握（手法：ヒアリング） ・感じている課題（手法：ヒアリング） ・課題の客観的可視化（手法：ワークショップ） ・組織の現状把握（手法：ヒアリング） ・代表や中心メンバーの持つつながり資源の把握（手法：ヒアリング）	
(3) 休眠預金等活用事業に係る既存関係先との透明性確保	61/200字
こおりやま子ども若者ネットワークと協議し透明性を確保する手段と内容について指針を取りまとめ、それに沿って実行、検証を行う。	

VI.主な実績と実施体制

(1) 専門性・強み

112/400字

従事者には、地域で長年中間支援に従事している者、子ども若者支援分野で活動してきた者があり、地域の子ども支援分野の現状と課題を把握している。また、社会的インパクト評価、参加型評価等の評価の実施と導入支援を行なっている者もいる。

(2) 支援実績と成果

215/800字

(類似支援実績)
当団体で2019年度、2020年度、2022年度に郡山市から受託した、「こおりやま広域圏スモールスタート支援事業」では、小規模のSIB型SB・CBの伴走型支援を行い、合計80件ほどの伴走支援を行なった。支援先には子ども支援をテーマにした団体・個人も多い。支援先のほとんどが継続して活動を行う最低限の基盤を形成したが、スタッフや活動ベースで横のつながりや連携をつくるノウハウが無く、個々のインパクトは限定的である。

(3) 支援ノウハウ

57/400字

コミュニティづくり
組織開発・人材育成
伴走型の評価導入
若者支援団体の立ち上げ支援と組織開発の具体的事例を有する

(4) 実施体制

114/400字

事業責任者 岩崎 大樹
①プログラムオフィサー組織・人材開発担当
②プログラムオフィサー評価導入支援担当 長井英之
事業事務担当
事業協力者 大規模団体のノウハウ提供)

(5) コンソーシアム利用有無

なし

(6) 従事者の当該分野における専門性・実績等（3名）

氏名	役割・役職	実績・資格等

(7) ガバナンス・コンプライアンス体制

44/400字

08_規定類必須項目確認書で「内定後1週間以内に提出」としている規定を速やかに準備する。

03 事前評価結果

1. 評価計画

(1) 評価の目的：事業の妥当性

(2) 評価スケジュール：2024年3月20日～4月5日

(3) 評価実施体制：従事予定者2名による支援対象に合致する者からのヒアリング、既存調査結果の収集

	評価項目	評価小項目	評価基準	測定方法		
				必要なデータ	情報源	データ収集方法
課題の分析	② 特定された事業対象の妥当性	子どもの置かれる環境の悪化度合	地域別比較	児童相談所の相談件数	行政公開情報	資料収集
課題の分析	② 特定された事業対象の妥当性	子どもの置かれる環境の悪化度合	地域別比較	養護相談件数	行政公開情報	資料収集
課題の分析	② 特定された事業対象の妥当性	支援団体现場の負荷	条件別比較	現場スタッフの負荷	既存調査	資料収集

03 事前評価結果

2. 評価結果

東日本大震災被災3県の「児童相談所への相談」「養護相談」で福島県は件数が突出して多い。
情報共有ノウハウに乏しい団体ほど現場の負荷が大きい。

福島県で小規模の子ども支援団体向けに支援事業を実施する妥当性があると考ええる。

事業期間		2014/07/01 ~ 2027年6/30	
活動支援団体	事業名	地方における子ども支援分野のコレクティブインパクト創出事業	
	団体名	一般社団法人オープンデーターラボ	

		助成金	
事業費			32,910,000
	直接事業費		28,110,000
	管理的経費		4,800,000
評価関連経費			750,000
合計			33,660,000

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費 [円]

	2024年度	2025年度	2026年度	—	合計
事業費 (A)	10,970,000	10,970,000	10,970,000	0	32,910,000
直接事業費	9,370,000	9,370,000	9,370,000	0	28,110,000
管理の経費	1,600,000	1,600,000	1,600,000	0	4,800,000

2. 評価関連経費 [円]

	2024年度	2025年度	2026年度	—	合計
評価関連経費 (B)	250,000	250,000	250,000	0	750,000

3. 合計 [円]

	2024年度	2025年度	2026年度	—	合計
助成金計(A+B)	11,220,000	11,220,000	11,220,000	0	33,660,000

資金計画書資料 ②自己資金・民間資金

(1)事業費の補助率

	自己資金・民間資金 合計 (D)	助成金による補助率 (A/(A+D))
助成期間合計	0	100.00%

(2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

[illegible]

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	一般社団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名		一般社団法人オープンデータラボ	
郵便番号		960-0116	
都道府県		福島県	
市区町村		福島市	
番地等		宮代字一本木 1 5 - 2	
電話番号		024-553-4013	
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://odl.or.jp/	
	その他のWEBサイト (SNS等)		
設立年月日		2017/04/26	
法人格取得年月日			

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	イワサキ タイキ
	氏名	岩崎 大樹
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	5
理事・取締役数 [人]	4
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	1
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	2
常勤職員・従業員数 [人]	2
有給 [人]	2
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	0
有給 [人]	0
無給 [人]	0
事務局体制の備考	理事の一人が事務局長を兼務

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体会員数 [団体数]	
団体会員数 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	5
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	5
個人その他会員 [人]	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名／勤務形態	
通帳管理者 氏名／勤務形態	
経理担当者 氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	なし
申請前年度の助成件数 [件]	
申請前年度の助成総額 [円]	
助成した事業の実績内容	一般的な助成ではないが、2019年度、2020年度、2022年度に福島県郡山市から、社会課題を解決するソーシャルビジネスのシーズを公募・審査・伴走支援・経費分10万円程度の資金支援を行う委託事業を受託し、年間20件程度を支援した。委託事業総額はいずれも800万程度

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	なし
助成を受けた事業の実績内容	第17回、第18回「公益信託うつくしま基金」で助成を受けた「ふくしま評価研究会」の事務局を担い、また、AAR Japanから事務局を引き継いだ「郡山実務者連携会議」について運営費の助成を受けた（どちらも資金管理業務を含む）が、団体として直接助成申請し受けた実績は無い。

(12)過去に休眠預金事業で助成を受けた実績

[illegible]

●記載例（番号1～3）は削除のうえ番号1より入力してください。

●名簿には登記簿上の「役員に関する事項」に記載されている方すべてを入力してください。NPO法人の場合は、代表理事、理事、監事をすべて記載してください。

●氏名欄に記入する氏名は戸籍上の氏名で入力してください。☒

●備考欄には他の団体等との兼職関係（兼職先名称、兼職先での役割等）を記載してください。☒

- ・入力確認欄に「check!」が表示されているときは、和暦と生年月日の組み合わせをもう一度確認してください。
- ・役員名簿の枠が足りない場合は、適宜追加してください。
- ・氏名カナ欄は「半角」で入力、姓と名の間も半角で1マス空けてください。
- ・氏名漢字欄は「全角」で入力、姓と名の間も全角で1マス空けてください。
- ・外国人の場合は、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読み、氏名漢字欄にはアルファベット（全角）を入力してください。
- ・生年月日欄は、大正はT、昭和はS、平成はHを半角で入力し、年欄は数字2桁半角としてください。なお、明治45年は7月30日まで、大正15年は12月25日まで、昭和64年は1月7日までとなります。
- ・性別欄には「半角」で男性はM、女性はFで入力してください。

必須 任意

[illegible]

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所、記入漏れがないかご確認ください。

事業名:	
団体名:	一般社団法人オープンデーターボ
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	確認が必要です。C3～5セルのいずれかに未記入があります。
----------	-------------------------------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必須です。

(注意事項)
◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

		記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。		
		記入完了	記入完了	記入完了
規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの規程類		
		提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程				
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款	16条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	17条1項
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	17条1項
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	17条1項
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	19条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	19条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	22条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。		社団法人のため提出しない		
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	24条
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	定款	33条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	34条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	33条3項
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	34条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	36,37条
(6)決議（過半数か3分の2か）		公募申請時に提出	定款	36条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	39条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● 理事の職務権				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	内定後1週間以内に提出		
● 監事の監査に関する規程				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	26条
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程				
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	内定後1週間以内に提出		
(2)報酬の支払い方法		内定後1週間以内に提出		

● 倫理に関する規程				
(1)基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	内定後1週間以内に提出		
(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		内定後1週間以内に提出		
(3)私的利益追求の禁止		内定後1週間以内に提出		
(4)利益相反等の防止及び開示		内定後1週間以内に提出		
(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(6)ハラスメントの防止		内定後1週間以内に提出		
(7)情報開示及び説明責任		内定後1週間以内に提出		
(8)個人情報の保護		内定後1週間以内に提出		
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定・監督又は活動支援団体が支援対象団体を選定・監督するに当たり、団体間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	内定後1週間以内に提出		
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(2)自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	内定後1週間以内に提出		
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	内定後1週間以内に提出		
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		内定後1週間以内に提出		
● 組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	内定後1週間以内に提出		
(2)職制		内定後1週間以内に提出		
(3)職責		内定後1週間以内に提出		
(4)事務処理(決裁)		内定後1週間以内に提出		
● 職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	内定後1週間以内に提出		
(2)給与の計算方法・支払方法		内定後1週間以内に提出		
● 文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)文書の整理、保管		内定後1週間以内に提出		
(3)保存期間		内定後1週間以内に提出		
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	内定後1週間以内に提出		
● リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)緊急事態の範囲		内定後1週間以内に提出		
(3)緊急事態の対応の方針		内定後1週間以内に提出		
(4)緊急事態対応の手順		内定後1週間以内に提出		
● 経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)会計処理の原則		内定後1週間以内に提出		
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		内定後1週間以内に提出		
(4)勘定科目及び帳簿		内定後1週間以内に提出		
(5)金銭の出納保管		内定後1週間以内に提出		
(6)収支予算		内定後1週間以内に提出		
(7)決算		内定後1週間以内に提出		

一般社団法人オープンデータラボ
定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人オープンデータラボと称する。

(主たる事務所等)

第2条 当法人は、主たる事務所を福島県福島市に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、企業・行政・学術機関・市民が所有するデータを様々なユーザーによる利活用が可能となるよう最適化をはかり、社会課題の解決や企業活動の効率化、サービスの創出に寄与することを目的とし、その目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) データを利活用した課題解決に関する研究・開発・実践
- (2) データ利活用モデルの普及推進
- (3) 利活用データ構築のための各種調査、データベースの構築、分析
- (4) データの公開における標準化推進
- (5) 各種法人・団体の事業コンサルティング、成果可視化
- (6) シンポジウム、研究会、講演会、講習会、セミナー等の企画、開催、運営
- (7) データサイエンティスト育成のための活動
- (8) データ利活用推進に関わる政策提言
- (9) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機関の設置)

第5条 当法人は、理事会及び監事を置く。

第2章 社員

(社員)

第6条 当法人の社員は、当法人の目的に賛同できる者であり、次条の規定により当法人の社員となったものとする。

(社員の資格の取得)

第7条 当法人の社員になろうとするものは、別に定める申込書を代表理事に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第8条 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退社)

第9条 社員は、別に定める退社届を代表理事に提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第10条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

(社員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
- (2) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき
- (3) 社員である法人又は団体が解散したとき
- (4) 会費を納入せず、督促後なお会費を1年以上納入しないとき

(社員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 社員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する社員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、社員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種類)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第14条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項を議決する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額

- (2) 社員の除名
- (3) 役員の選任及び解任
- (4) 役員の報酬の額又はその規定
- (5) 各事業年度の貸借対照表及び損益計算書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 解散
- (9) 合併、事業の全部又は事業の重要な一部の譲渡
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
(以下「一般法人法」という。)に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第16条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、総社員の同意がある場合には、書面又は電子的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 総社員の議決権の10分の1以上を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した社員の中から議長を選出する。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第20条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(議決、報告の省略)

第21条 理事又は社員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなす。

2 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

(役員の設定等)

第23条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち若干名を業務執行理事とすることができる。

(選任等)

第24条 当法人の役員は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事もしくは使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第25条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 業務執行理事は、当法人の業務を執行する。

(監事の職務・権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第28条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第29条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(種類及び開催)

第33条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき

- (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び一般法人法第101条第3項の規定に基づき監事が招集する場合を除く。

2 代表理事は、前条第3項第2号又は一般法人法第101条第2項に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故等による支障があるときは、その理事会において、出席した理事の中から議長を選出する。

(決議)

第36条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第37条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名・押印しなければならない。

第6章 会計

(事業年度)

第40条 当法人の事業年度は、毎年5月1日に始まり翌年4月末日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

(事業報告及び決算)

第42条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告（第2号及び第5号の書類を除く。）しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置き、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第7章 定款の変更、解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第44条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第45条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第46条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

第8章 委員会

(委員会)

第47条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその議決により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、社員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 事務局

(設置等)

第48条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 附則

(委任)

第49条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(法令の準拠)

第50条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(最初の事業年度)

第51条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成30年4月末日までとする。

以上、一般社団法人オープンデータラボ設立のため設立時社員が本定款を作成し、これに記名押印する。

平成29年4月26日

設立時社員 合同会社シェアード・エスイー

設立時社員 田村 泰生

履歴事項全部証明書

福島県福島市宮代字一本木15番2号
一般社団法人オープンデータラボ

会社法人等番号	3800-05-011852		
名称	一般社団法人オープンデータラボ		
主たる事務所	福島県福島市宮代字一本木15番2号		
法人の公告方法	主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。		
法人成立の年月日	平成29年5月17日		
目的等	目的 当法人は、企業・行政・学術機関・市民が所有するデータを様々なユーザーによる利活用が可能となるよう最適化をはかり、社会課題の解決や企業活動の効率化、サービスの創出に寄与することを目的とし、その目的を達成するために次の事業を行う。 (1) データを利活用した課題解決に関する研究・開発・実践 (2) データ利活用モデルの普及推進 (3) 利活用データ構築のための各種調査、データベースの構築、分析 (4) データの公開における標準化推進 (5) 各種法人・団体の事業コンサルティング、成果可視化 (6) シンポジウム、研究会、講演会、講習会、セミナー等の企画、開催、運営 (7) データサイエンティスト育成のための活動 (8) データ利活用推進に関わる政策提言 (9) その他当法人の目的を達成するために必要な事業		
役員に関する事項	代表理事 岩崎大樹	令和 1年 8月21日就任	
		令和 1年11月12日登記	
		令和 2年 7月31日退任	
		令和 3年 4月 5日登記	
	代表理事 岩崎大樹	令和 2年11月30日就任	
		令和 3年 4月 5日登記	
		令和 4年12月16日重任	
		令和 5年 9月25日登記	

	<u>理事</u> <u>岩 崎 大 樹</u>	平成30年 9月26日就任
		平成30年10月18日登記
		令和 2年 7月31日退任
		令和 3年 4月 5日登記
	<u>理事</u> <u>長 井 英 之</u>	令和 1年 8月21日就任
		令和 1年11月12日登記
		令和 3年 7月31日退任
		令和 4年 6月23日登記
	<u>理事</u> <u>田 村 泰 生</u>	令和 1年 8月21日就任
		令和 1年11月12日登記
		令和 3年 7月31日退任
		令和 4年 6月23日登記
	<u>理事</u> <u>鈴 木 浩</u>	令和 1年 8月21日就任
		令和 1年11月12日登記
		令和 3年 7月31日退任
		令和 4年 6月23日登記
	<u>理事</u> <u>岩 崎 大 樹</u>	令和 2年11月30日就任
		令和 3年 4月 5日登記
	<u>理事</u> <u>岩 崎 大 樹</u>	令和 4年12月16日重任
		令和 5年 9月25日登記
	<u>理事</u> <u>長 井 英 之</u>	令和 3年10月13日就任
		令和 4年 6月23日登記
	<u>理事</u> <u>長 井 英 之</u>	令和 5年 8月25日重任
		令和 5年 9月25日登記

	<u>理事</u>	<u>田 村 泰 生</u>	令和 3 年 1 0 月 1 3 日就任	
			令和 4 年 6 月 2 3 日登記	
		<u>理事</u>	田 村 泰 生	令和 5 年 8 月 2 5 日重任
				令和 5 年 9 月 2 5 日登記
	<u>理事</u>	<u>鈴 木 浩</u>	令和 3 年 1 0 月 1 3 日就任	
			令和 4 年 6 月 2 3 日登記	
		<u>理事</u>	鈴 木 浩	令和 5 年 8 月 2 5 日重任
				令和 5 年 9 月 2 5 日登記
	<u>監事</u>	<u>黒 沢 勇</u>	令和 3 年 7 月 3 1 日退任	
			令和 4 年 6 月 2 3 日登記	
		<u>監事</u>	松 野 孝 司	令和 3 年 1 0 月 1 3 日就任
				令和 4 年 6 月 2 3 日登記
理事会設置法人に関する事項	理事会設置法人			
監事設置法人に関する事項	監事設置法人			
登記記録に関する事項	設立	平成 2 9 年 5 月 1 7 日登記		



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。
(福島地方法務局管轄)

令和 6年 2月20日
福島地方法務局
登記官

田 附 隼 人



第 1 号議案 2020 年度事業報告

2021 年 10 月 13 日（水）

一般社団法人オープンデータラボ

1. オープンデータ活用の推進（長井理事）

事業の目的

オープンデータの活用イメージをその有用性を理解いただくため、汎用的かつ戦略的に活用できるプロトタイプサービスを構築する。

また、RESAS をはじめとしたオープンデータツールを紹介する機会を設け、より身近な情報として活用いただく。

具体的な取り組み

1. 「ふくれっぷ」に代わる地図系サービスの構築

- ・ 事業をわかりやすく説明するツールがなくなっている状況にある。事業のわかりやすさ、ユーザーの利便性を考え、システムを検討する。
 - 今年度は地図サービスが有用な案件を見つけることができず、着手できなかった。

2. 地域コミュニティにおける再生エネルギー活用シミュレーション

- ・ 地域コミュニティにおける再生可能エネルギー活用の可能性について、地域資源を元にシミュレートし、コミュニティ主導型の再生エネルギー推進を支援する。
 - 本取り組みは実施に至らなかった。
- 但し、地域経済循環率を向上させる上でエネルギーの地域自給は避けて通れないため、取り組みを継続したいが、本事業を推進するためのリソース確保・他団体連携が必要であると考える。

3. オープンデータ活用の推進

- ・ 福島県中小企業家同友会より、震災から 10 年間を経た福島の状態を動画化する際の、社会や経済の変化に関するデータ提供のオーダーがあり、受託した。
- ・ オープンデータを活用する意義、その具体的な活用事例やデータ入手方法等を習得する講習会を開催する。

新型コロナウイルスの関係で軒並み対面での研修がクローズしているため、昨年度から継続し、福島県中小企業家同友会を中心に、福島県内の中小企業経営者に対し、データ活用事例を提供し理解を深める。

- 福島県中小企業家同友会福島地区を通じ、福島市への提言書の作成を行い、提言採択となった（福島市中小企業振興基本条例に調査が含まれているものの、今まで実施されていなかったため）。採択したものの、実施主体が福島大学に移りそうな状況にあり、同友会とともに調査実施体制の中に加わるよう、働きかけていく。

提言内容

『地域企業の状況を生活かつ迅速に把握し、結果データに基づく意思決定や決定に基づいた行動を推進するために、全市対象の企業の実態調査を早急に実施する。』

この度の新型コロナウイルスや自然災害といった想定を超えた変化に対しては、残念ながら国や県が公開している産業関連のオープンデータにおいては、調査日から公開までに時間を要しているため迅速な対応をとるためのデータとしては活用できません。

的確な意思決定のためには、正確で迅速な現状把握が必要であることは前述のとおりですが、加えて正確な意思決定をするためには地域と地域企業の担い手が共通したデータを活用し、ともに検討することが望ましいと考えます。条例第3条の3「中小企業者の経済的社会的環境の変化への円滑な適応が図られること」また同4条「(前略) 市は、中小企業者の実態を的確に把握するとともに、中小企業者及び中小企業団体の意見を反映するよう (後略)」そして同9条の2項の1「中小企業の実態を定期的に調査し、及び把握すること」にあるよう、結果データに基づく意思決定を推進するため、まずは福島市独自の企業実態調査を早期に実施することを提言いたします。

2. SDGs、社会的インパクトマネジメント支援（岩崎代表理事・長井理事）

事業の目的

民間企業や、非営利活動団体の社会的事業の可視化を通じ、事業推進・改善、地域ステークホルダー連携を実現し、事業の持続化を支援する。

具体的な取り組み

1. NPO への標準的プログラム評価導入支援

- ・ 新型コロナウイルスの影響により、直接伴走支援をすることは難しいので、オンラインでの実施を模索していく。
 - 今期はプログラム評価案件の実施のための十分な営業ができず、実施に居たなかった。

2. 休眠預金活用の評価業務

- ・ 業務提携を見据えて、休眠預金の周知および事業評価の啓発について、ふくしま百年基金と連携した活動を行い、実行団体（現場団体）との間で評価業務を受託し実績を積めるように取り組んでいく。
 - 休眠預金の資金分配団体である、財団法人原田積善会様の案件受託を目指したが、価格が折り合わず実施合意に至らなかった。
 - 休眠預金の資金活用団体である一般財団法人日本民間公益活動連携機構（JANPIA）では、資金分配団体、資金活用団体に事業評価用の費用計上が可能となっているが、その上限額が低く、採算がなかなか合わない。我々の取り組み方にも工夫が必要になってくるが、JANPIA 側に改善を求めることができないかと考える。

3. 2030 年 SDGs 実現に向けた支援

- ・ SDGs への取り組みが社会の持続、企業の持続に資するよう、社会的インパクトマネジメント等を駆使して支援を行う。
 - 福島県内の自治体における SDGs の取り組みが始まった。
 - 桑折町、二本松市における SDGs 企業認証の取り組みにおいて、三井住友海上+福島信用金庫の連携体制で取り組みを始める。ODL の役割は企業の SDGs 達成評価。
- ・ 社会的な事業への投融資が実現できるよう、福島県内金融機関の意向を調査するとともに、協業モデルの模索を行う。
 - 会津商工信用組合へのプレゼンテーションを実施した。ESG 投融資のようなプログラム構築にはまだ消極的であり、銀行や融資先企業の PR 活用が限度とのこと。
- ・ 各種制度策定や、インパクトファイナンスに関する調査、提言を行う。

- SIMI や多摩大学社会的投資研究所との情報交換を進め、国内外の事例調査や企業連携での実践事例の調査を実施した。得られた知見は提案の際に活用をしている。

3. 非営利活動団体支援（長井理事）

事業の目的

復興資金が減少する中、非営利活動団体が自立・持続的な運営が行えるよう、法人の内部、外部要因から事業上の最重要課題を明らかにし、解決手法をともに考える。

また、単独では実施が困難な調査や分析等の支援を行う。

具体的な取り組み

1. 社会調査支援

- ・ 新型コロナウイルス流行下における子どもたちの生活について、伊達市の母親を対象に社会調査を実施している。（依頼元：Life for Mothers）
- ・ こおりやま広域圏の若者を対象に、新型コロナウイルス流行下における困りごとや相談機関の機能、自治体の支援機能や、社会変革の意思について調査を実施している（依頼元：こおりやま子ども若者ネット）

4. 地域の担い手育成支援（岩崎代表理事・長井理事）

事業の目標

都市圏の地域課題に対して、市民や民間事業者の草の根の活動・事業をミニ SIB 的に支援することで、コレクティブインパクトを誘発しながら地域活性化を図る。

具体的な取り組み

1. 2020 年度の郡山市スモールスタート支援事業

- ・ こおりやま広域圏における住民活動を起点に地域を活性化するため、「住民」や「地域団体」、「企業」等のあらゆる主体の提案による先駆的かつ実行力の高いプロジェクトを専門家のノウハウを活用しながら、その新たなチャレンジ、スタートアップを官民連携により推進していく取り組みである。本事業を通じて地域の担い手・育成者の発掘を実施していく。2020 年度は 14 プロジェクトを採択し、それぞれの取組について伴走支援や支援者とのマッチングを行なった。

（2021 年度は特定非営利活動法人コースターが受託）

連携先：郡山市、一般社団法人グロウイングクラウド、a.ru.ku 出版株式会社、NPO 法人アイカラー福島、及びこおりやま広域圏を中心とした企業

5. 調査研究（長井理事）

事業の目的

データやその表現に関する技術の進歩は非常に早く、それらを扱う立場としては技術の調査や習得が必須である。法人内においても基礎調査・研究を行い、市場ニーズにいち早く応えられる体制を構築する。

ただし、できるだけ調査のための調査は行わず、実案件として稼働可能なものを取り扱う。

具体的な取り組み

1. 社会調査案件があったため、Web サーベイサービスの評価を実施した。スケールと要件の関係で、今回は Google フォームで充分であったが、引き続き他サービスの評価を進める。
2. Google Map の API が Ver.4.0 となり、今までの開発手法と根本から変わっている。Ver.4.0 対応の開発対応のための調査を実施した。
3. AI 活用と評価だが今年度は活用案件が無かったため実施しなかった。Google や AWS、Azure といった使いやすいサービスは高額だが、NPO 向けサービスが増えてきており、活用できる状況が整いつつある。
4. Microsoft Power BI、Tableau といった BI ツールを調査データの分析フェーズで活用している。

6. 法人広報（長井理事）

事業の目的

オープンデータラボの事業や事例を知っていただき、協働の可能性を創出する。

具体的な取り組み

1. 法人・団体訪問による広報
金融機関等への訪問は実施できたものの、非営利活動団体への訪問はできなかった。
2. Web サイトによる情報発信
今年度は十分な情報発信ができなかった。

7. 県民版復興ビジョンの件（鈴木先生）

第 1 号議案 2021 年度事業報告

2022 年 12 月 16 日（金）

一般社団法人オープンデータラボ

1. 総論（長井理事）

2021 年度は社会的インパクトマネジメントを活用した社会的取り組みの価値見える化やマネジメントサイクルの構築支援（SDGs 推進も含む）に力点を置いて活動を行った。

残念ながらこれら事業を通じた収益獲得は難しく、特に地方の事業者や NPO が本領域にコストをかけることが難しいという状況を確認することができた。現在の福島県内においてこれらを推進するためには、自治体や銀行など、すでに資本を有してこれら取り組みに関心を持つ組織との連携が必要であり、その実現を模索している。

一方、上記領域は多くの方に理解いただくことが非常に難しく「オープンデータラボといえば、これを依頼できる」というイメージ構築に至っていない。我々または我々の取り組みにアクセスできるようにするため、シンプルにイメージできる、他に比べて一点抜きんでいるポイントで訴求する必要性を感じている。

2. オープンデータ活用の推進（長井理事）

事業の目的

オープンデータの活用イメージをその有用性を理解いただくため、汎用的かつ戦略的に活用できるプロトタイプサービスを構築する。

また、RESAS をはじめとしたオープンデータツールを紹介する機会を設け、より身近な情報として活用いただく。

具体的な取り組み

1. 「ふくれっぶ」に代わる地図系サービスの構築

- ・ 風水害へ備えた事前情報提供や、発災時の情報提供ツールとして活用を模索する。
プロトタイプを構築し、県内各地へ展開する。
 - 今年度は地図サービスが有用な案件を見つけることができず、着手できなかった。

2. 地域コミュニティにおける再生エネルギー活用シミュレーション

- ・ 地域コミュニティにおける再生可能エネルギー活用の可能性について、地域資源を元にシミュレートし、コミュニティ主導型の再生エネルギー推進を支援する。

まずは本事業を推進するためのリソース確保・他団体連携を模索する。

➤ 本取り組みは実施に至らなかった。

国内でのエネルギー供給について大きな議論が起きている中、本件への取り組み意義を大きく感じている。しかし、本領域に対する知見が乏しく、取り組み方に工夫が必要である。

3. オープンデータ活用の推進

- ・ オープンデータを活用する意義、その具体的な活用事例やデータ入手方法等を習得する講習会を開催する。福島県中小企業家同友会を中心に、福島県内の中小企業経営者に対し「地域経済循環から読み取れる福島市の経済」と加盟団体向けアンケート作成に協力を行った。
- 昨年度提出した福島市への提言書により、福島市中小企業振興会議にて市内事業者に対してアンケートを実施することとなった。しかし、本取り組みに対して同友会、ODL が関与できていない。
- 今年度は市内の行政システムで発生しているデジタルデバインドについて、提言を行った。

提言内容

『デジタル社会の到来に向け、市民の ICT スキルと行政サービスの利便性向上を、産官学民の連携で実現する。』

行政申請や情報収集のため、ICT 化が福島市においても推進されています（福島市地域情報化イノベーション計画）。

しかし、福島市政策調整部情報政策課による「福島市情報化に関するアンケート調査結果（令和元年 8 月実施）」によれば、インターネットの利用率は福島市の 60 代が 58.4%、70 代では 38.0%にとどまっています。また、高齢者になるほどデジタルサービス活用に対する意欲が少ないことも本アンケートから明らかになっています。

高齢者を含め、市民にデジタルサービスを普及させるためには「市民の ICT スキル向上」と「魅力的なサービスの創出」、そして「サービスの周知」が欠かせません。

これらの取り組みを、例えば覆審し産官学連携プラットフォームを通じて実現することはできないでしょうか。

市民と学生による ICT 学習機会の創出、産官学民連携した行政サービスデザイン、構築サービスの広報支援などデジタルサービス活用推進を、多世代交流を通じた『福島市モデル』として実現できないでしょうか。

行政サービスのデジタル化、その目的は国や自治体の抱える社会課題を解決し、経済成長を実現することにあります。

この取り組みから、福島市民を誰一人残さないための施策を提言いたします。

s

3. 地域 IT リテラシの向上（長井理事）

事業の目的

行政サービスが IT を活用して提供されることが当たり前になってきている。IT サービスの活用能力如何で、社会に生きる人々が不利益を被ることがある中で、多くの方々の IT リテラシ向上が必要である。これを産官学民の知見を以って向上を目指す。

また、ODL が取り組んでいるデータドリブンの意思決定実現にもこの取り組みは有効であると考ええる。

具体的な取り組み

1. 福島市版デジタルエバンジェリスト（デジタルチャンピオン）制度の確立

- ・ デジタルチャンピオン制度：イギリスで進む取り組みで、エンドユーザーの IT リテラシレベルを向上し、行政サービスの IT 化による不利益が発生しないように支援を行う人材。主に大学生が担っている。

誰一人として取り残さないデジタル行政の実現に向け、地域の IT 活用推進モデルの構築を産官学民で行い、住民へのデジタルのラストワンマイルを埋める。

- ・ 福島市産官学連携プラットフォームとの協同で、生涯学習への集いを 2 度実施。テーマは「オンライン学習を阻害する要因について」、「学びの本質について（情報リテラシ）」。

2. 地域 IT リテラシ向上のための福島市への提言提出

- ・ 提言原案

『デジタル活用ができないことで不利益を被る市民が生まれないよう、デジタルスキルの向上に資する取り組みを産官学民の連携を通じて創出する。』

- ・ 原案のブラッシュアップを福島市産学連携プラットフォーム、中小企業家同友会福島支部と進めている。

財源：自主財源

4. SDGs、社会的インパクトマネジメント支援（岩崎代表理事・長井理事）

事業の目的

民間企業や、非営利活動団体の社会的事業の可視化を通じ、事業推進・改善、地域ステークホルダー連携を実現し、事業の持続化を支援する。

具体的な取り組み

1. 休眠預金活用の評価業務

- ・ 資金分配団体、事業実施団体に対する評価業務受託のための営業活動を実施する。
- ・ 休眠預金の資金活用団体である一般財団法人日本民間公益活動連携機構（JANPIA）では、資金分配団体、資金活用団体に事業評価用の費用計上が可能となっているが、その上限額が低く、採算がなかなか合わない。JANPIA 等と評価コストについて検討を進めていきたい。
 - ふくしま百年基金は運営主要メンバーの変更により、関係が疎遠となっている。
 - 評価業務について、引き合いがあっても費用が見合わないこと（運営団体 JANPIA による評価資金上限などによる）、また JANPIA での評価もそれほど厳しくないようで、最低限の評価は団体独力で実施できているようである。そのような状況もあり、次年度以降は本領域について積極的な営業は行わない。

2. 2030 年 SDGs 実現に向けた支援

- ・ 中小企業の SDGs 推進
ODL で創出可能な企業メリットはインパクトレポートを通じたブランディングとなる。本路線で営業可能な顧客への営業を行う。
民間企業が本業で SDGs に取り組む意義について紹介する Web サイトを構築し、メリットやサービスの紹介をより容易にする。
 - 県内企業に対する手ごたえは薄い。自主的な取り組みは始まっているが、評価部分を外部に依頼することができる企業はほとんどない状況。
- ・ 金融機関と連携した SDGs 推進
金融機関に対して ESG 商品の構築支援を働きかける。特に社会的インパクト評価の領域で強みを発揮する。
中小企業連携において最もメリットが大きいのは資金支援であると考え。本取り組みに協力いただける金融機関、企業と連携し、モデル事業を 1 つ創出する。
 - 低金利の状況で、企業融資に対する銀行の関心は薄く、社会的インパクト評価の結果を融資時の指標とするインセンティブが薄い。
 - 福島信用金庫に対してレビューを実施している。「融資を受けた方、信用金庫のメリット」、「費用と付加価値の考え方」について、福島県信用金庫協会へ提示したいため、まとめてほしいとの依頼を受けている。
- ・ 自治体と連携した SDGs 推進
SDGs 採択自治体との連携事業の創出を行う。特に福島市と郡山市。本業の中で SDGs 実現に取り組む地域企業に何らかの経営ベネフィットが生まれるような制

度構築を進める。

三井住友海上、福島信用金庫との連携で進めている桑折町、二本松市の SDGs 企業認定評価の仕組みを軌道に乗せる。

- 2022 年 5 月の桑折町 SDGs 進町民会議にパネラーとして長井理事登壇予定。
- ・ 各種制度策定や、インパクトファイナンスに関する調査、提言を行う。
- SIMI や多摩大学社会的投資研究所との情報交換を進め、国内外の事例調査や企業連携での実践事例の調査を実施した。得られた知見は提案の際に活用をしている。
- ・ NPO 事業の SDGs 目標達成度合いの確認
- NPO 法人ビーンズふくしまが福島市より委託を受けている「福島市子どもの居場所バックアップ事業に対する達成度合い確認の依頼があるため、対応。
- ・ 提供サービスがわかりにくいとの意見があったので、サービスを網羅した冊子と Web サイトを作成、関係する組織に対して配布している。

5. 非営利活動団体支援（長井理事）

事業の目的

復興資金が減少する中、非営利活動団体が自立・持続的な運営が行えるよう、法人の内部、外部要因から事業上の最重要課題を明らかにし、解決手法をともに考える。

また、単独では実施が困難な調査や分析等の支援を行う。

具体的な取り組み

1. 社会調査支援

- ・ 今年度は十分な営業ができず、実施に至らなかった。
- ・ 2021 年度に受託した郡山こども若者ネットの「コロナ下における子ども・若者意識調査結果と考察」向け、考察を執筆。

6. 地域の担い手育成支援（岩崎代表理事・長井理事）

事業の目標

都市圏の地域課題に対して、市民や民間事業者の草の根の活動・事業をミニ SIB 的に支援することで、コレクティブインパクトを誘発しながら地域活性化を図る。

具体的な取り組み

1. 郡山市スモールスタート支援事業

7. 調査研究（長井理事）

事業の目的

データやその表現に関する技術の進歩は非常に早く、それらを扱う立場としては技術の調査や習得が必須である。法人内においても基礎調査・研究を行い、市場ニーズにいち早く応えられる体制を構築する。

ただし、できるだけ調査のための調査は行わず、実案件として稼働可能なものを取り扱う。

具体的な取り組み

1. 社会調査対応のため Web サーベイスシステムの評価を実施した。不特定多数に対する実施の場合は Google フォームで充分である。
2. Google Map の API が Ver.4.0 となり、今までの開発手法と根本から変わっている。Ver.4.0 対応の開発対応のための調査を実施した。
Ver.4.0 での地図サービス実装に成功、同様のシステム構築が可能であることがわかった。地図への描画速度が低下しているようで、コーディングの工夫が必要である。

8. 法人広報（長井理事）

事業の目的

オープンデータラボの事業や事例を知っていただき、協働の可能性を創出する。

具体的な取り組み

1. 法人・団体訪問による広報
公益財団法人パブリックリソース財団：SDGs・ESG 投資、社会的インパクトマネジメントに関する取り組みを紹介。
NPO 法人 AAR Japan：社会的インパクトマネジメントについて。NGO でありすでに実施しているかと思ったが、あまり利用されていないようであった。
2. Web サイトによる情報発信
SDGs 支援メニューに関して、マニュアルと Web サイトの構築を行った。
<https://sdgs.odl.or.jp/>

9. 県民版復興ビジョンの件（鈴木先生）

第 1 号議案 2022 年度事業報告

2023 年 8 月 25 日（金）

一般社団法人オープンデータラボ

1. 総論（長井理事）

2022 年度は国のデジタルガバメントの推進と連動した地方自治体 DX への参画模索や、自治体の SDGs 推進、データの見える化を通じた市民生活や市民活動支援に力点を置いて事業を実施した。

セミナーや講演等を通じて、弊団体の事業やその意義を理解いただくには至ったが、残念ながらこれら事業から収益獲得に結び付けることができなかった。地方の事業者や NPO が本領域にコストをかけることが難しいという状況は変わらず、福島県内においてこれらを推進するためには、これら価値に対して対価を支払うことができる顧客との接点強化や、行政と連携した事業形成の必要性を強く感じさせられた。

2. オープンデータ活用の推進（長井理事）

事業の目的

オープンデータの活用イメージをその有用性を理解いただくため、汎用的かつ戦略的に活用できるプロトタイプサービスを構築する。

また、RESAS をはじめとしたオープンデータツールを紹介する機会を設け、より身近な情報として活用いただく。

具体的な取り組み

1. 「ふくれっぷ」に代わる地図系サービスの構築

- ・ 風水害へ備えた事前情報提供や、発災時の情報提供ツールとして活用を模索する。
プロトタイプを構築し、県内各地へ展開する。
➤ 今年度は地図系サービスの開発につながる案件の発掘に至らなかった。

2. 地域コミュニティにおける再生エネルギー活用シミュレーション

- ・ 地域コミュニティにおける再生可能エネルギー活用の可能性について、地域資源を元にシミュレートし、コミュニティ主導型の再生エネルギー推進を支援する。
再生可能エネルギー活用において、ユーザーニーズの高いオープンデータがどのようなものか、調査を行う。
➤ 取り組みは実施に至らなかった。

3. オープンデータ活用の推進

- ・ 福島市のへの提言に基づいた市場調査の実施と分析。
中小企業家同友会並びに、福島市中小企業振興会議に働きかけ、現在参画の余地が全くない市場調査業務を福島大学と共同で実施できる体制を構築する。
 - 福島市中小企業振興会議でのアンケートは実施されたが、調査票の作成、集計・分析作業にかかわるには至らなかった。
- ・ オープンデータを活用する意義、その具体的な活用事例やデータ入手方法等を習得する講習会を開催する。
 - 東京都内で NGO 活動にかかわるメンバーに対して、地域経済循環と RESAS の講習会を実施した。また、中小企業家同友会福島支部政策委員会内で福島県・福島市の産業構成についてレクチャーを実施した。残念ながら、本件は収益を得るに至らなかった。

3. 地域 IT リテラシの向上（長井理事）

事業の目的

行政サービスが IT を活用して提供されることが当たり前になってきている。IT サービスの活用能力如何で、社会に生きる人々が不利益を被ることがある中で、多くの方々の IT リテラシ向上が必要である。これを産官学民の知見を以って向上を目指す。

また、ODL が取り組んでいるデータドリブンの意思決定実現にもこの取り組みは有効であると考ええる。

具体的な取り組み

1. 福島市版デジタルエバンジェリスト（デジタルチャンピオン）制度の確立
（行政サービスの IT 化を核とした市民情報リテラシ向上、システム構築への産官学民協働のための提言提出）
 - ・ 福島市政策調整部デジタル改革室デジタル推進課の主業務として定着しており、地域の公民館などを活用しながらデジタル活用力の底上げに取り組んでいる。
ODL としてこのプログラムに参画することはできなかった。

4. SDGs、社会的インパクトマネジメント支援（岩崎代表理事・長井理事）

事業の目的

民間企業や、非営利活動団体の社会的事業の可視化を通じ、事業推進・改善、地域ステークホルダー連携を実現し、事業の持続化を支援する。

具体的な取り組み

1. 休眠預金活用の評価業務

- ・ 昨年度に引き続き、資金分配団体、事業実施団体に対する評価業務受託を受け付ける。ただし、積極的な営業活動は行わない。
 - 休眠預金並びに非営利団体の事業評価に関する案件の引き合いは特になく、積極的な営業も行わなかったため、本事業の取り組みはなかった。
 - 県外で NPO の事業評価をコーディネートする人材と連携して、研修や啓発活動を実施することを通じ、評価導入やデータ活用をする潜在顧客の掘り起こし・案件形成に繋げる。

2. 2030 年 SDGs 実現に向けた支援

- ・ 中小企業の SDGs 推進
 - PR 用媒体の作成を行い、配布している。地元中小企業での SDGs までコミットメントしている企業は少なく、CSR 活動により地域支援が主であった。しかし、SDGs に関する相談が可能な企業がいくつか見つかっているため、今後の案件化につなげていきたい。
- ・ 金融機関と連携した SDGs 推進
 - ESG 案件での連携を推進することはできなかった。自治体連携など、もう少し軽い案件での評価実績を金融機関に見せる必要がある。
- ・ 自治体と連携した SDGs 推進
 - 三井住友海上、福島信用金庫との連携で進めている桑折町の SDGs 認証制度を進めており、2022 年度の町民会議でパネリストを担当した。以後、地域認証が進んでおらず、評価にもフェーズが進んでいないため、ODL としてかわる余地を作れていない状況。
 - SDGs 採択自治体との連携事業の創出を行う。特に福島市と郡山市。福島市は政策調整部が窓口となっており、三井住友海上と共同で進めているが、市の本年度予算にほとんど計上されていないなど、今年度の力の入れ下について疑問を感じている。
 - 福島県のふくしま SDGs プラットフォームに参画した。

5. 非営利活動団体支援（長井理事）

事業の目的

復興資金が減少する中、非営利活動団体が自立・持続的な運営が行えるよう、法人の内部、外部要因から事業上の最重要課題を明らかにし、解決手法をともに考える。

また、単独では実施が困難な調査や分析等の支援を行う。

具体的な取り組み

1. 社会調査支援

- ・ 社会調査案件の実施には至らなかった。
実績を広め、オーダーいただけるように営業活動が続けていきたい。

6. 地域の担い手育成支援（岩崎代表理事・長井理事）

事業の目標

都市圏の地域課題に対して、市民や民間事業者の草の根の活動・事業をミニ SIB 的に支援することで、コレクティブインパクトを誘発しながら地域活性化を図る。

具体的な取り組み

1. 郡山市スモールスタート支援事業

- ・ 郡山市政策開発課による、こおりやま広域圏の住民、企業、団体等が地域課題を解決する取り組みを支援する事業。2022 年度の事業をオープンデータラボで受託（2020 年度に続き、ODL で 3 回目の受託）。今年度は 19 件の取組を採択し、伴走型で相談対応、取組を発展させる計画の作成支援、経費の一部支援を実施中（2023 年 3 月末まで）。

2. こおりやま広域圏における伝統文化等地域資源持続化支援事業

- ・ 郡山市国策課による、こおりやま広域圏の伝統文化や特産品の担い手団体・事業者の取組の持続可能性を高める支援をする事業。2022 年度の事業をオープンデータラボで受託（2021 年度に続き、ODL で 2 回目の受託）。今年度は広域圏内各地の伝統文化の担い手にアンケート及びヒアリング調査を行い、担い手同士の交流の場や地域資源を活用したい事業者とのマッチングの機会づくりを実施している（2023 年 3 月末まで）。

7. 調査研究（長井理事）

事業の目的

データやその表現に関する技術の進歩は非常に早く、それらを扱う立場としては技術の調査や習得が必須である。法人内においても基礎調査・研究を行い、市場ニーズにいち早く応えられる体制を構築する。

ただし、できるだけ調査のための調査は行わず、実案件として稼働可能なものを取り扱う。

具体的な取り組み

1. ブロックチェーン・Web3 技術

- ・ 実装まではいかなかったが、様々な事例についてトレースを進めている。

2. AI 技術

- ・ Open AI の ChatGPT の利用しやすさが注目され、AI 活用が一気に広がる 1 年となった。桜の聖母短期大学のイベント「生涯学習のつどい」にて講師を担当。

8. 法人広報（長井理事）

事業の目的

オープンデータラボの事業や事例を知っていただき、協働の可能性を創出する。

具体的な取り組み

1. 法人・団体訪問による広報

ふくしま地域活動団体サポートセンター

NPO と民間企業の事業マッチングイベントにて、ODL の取り組みを紹介。民間企業には SDGs 推進、NPO には事業評価で営業を行ったが、ニーズと価格がマッチングしなかった。

2. Web サイトによる情報発信

情報更新が十分になされなかった。

9. 県民版復興ビジョンの件（鈴木先生）